報告第 10 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成21年７月２日、鎌倉市笛田三丁目16番１号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

平成21年11月26日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

1　損害賠償の額　　40,688円

2　損害賠償の相手方　[redacted]

3　処分の日　　平成21年10月29日